

芦屋市第5期障害福祉計画
(前半案)

【芦屋市民憲章】

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑を掛けないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 一、わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一、わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに



平成30年3月

芦屋市長

山中 健

【目 次】

注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心のバリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

第1章 計画の背景

1 計画策定の趣旨

芦屋市障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づくもので、障がいのある人の地域生活や一般就労などの支援に向けて目標を設定するとともに、障がい福祉サービス等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定めるものです。本市では、第4期までの計画において、目標を踏まえた障がいのある人の地域移行や就労への支援に取り組むとともに、障がいのある人の生活を支える障がい福祉サービス等の基盤の充実を進めてきました。

本市における障がいのある人の施策全般の方向性については、障害者基本法に基づく芦屋市障害者（児）福祉計画を策定しており、本計画はその中の障がい福祉サービス等に係る計画となります。したがって、本計画の理念や基本的な方向性は障害者総合支援法に基づくとともに、芦屋市障害者（児）福祉計画にも基づくものとなります。

障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生，社会的障壁の除去に資するよう，総合的かつ計画的に行われること。

芦屋市障害者（児）福祉計画第6次中期計画の基本理念：

障がいのある人もない人も，住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

また，児童福祉法第33条の20 第1項に基づき，障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「障害児福祉計画」という。）を定めることが求められています。この障害児福祉計画は，市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとされており，本市では一体のものとして策定します。

芦屋市障害者（児）福祉計画と調和を保ちながら，障がいのある人のニーズ等を踏まえつつ，これからの本市における障がいのある人への支援，その目標も含めた基盤整備の方向を定めるものとして，「芦屋市第5期障害福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」(及び障害児福祉計画)として策定するものです。なお、障がいのある人の福祉全般に関わる計画として、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である「芦屋市障害者(児)福祉計画」を策定しており、本計画はそのうち、障がいのある人の地域移行、一般就労、障害児支援等に係る目標及び障がい福祉サービス等の見込みに関する事項を定める計画です。したがって、本計画の推進における理念や基本的な方針等は「芦屋市障害者(児)福祉計画」に基づきます。

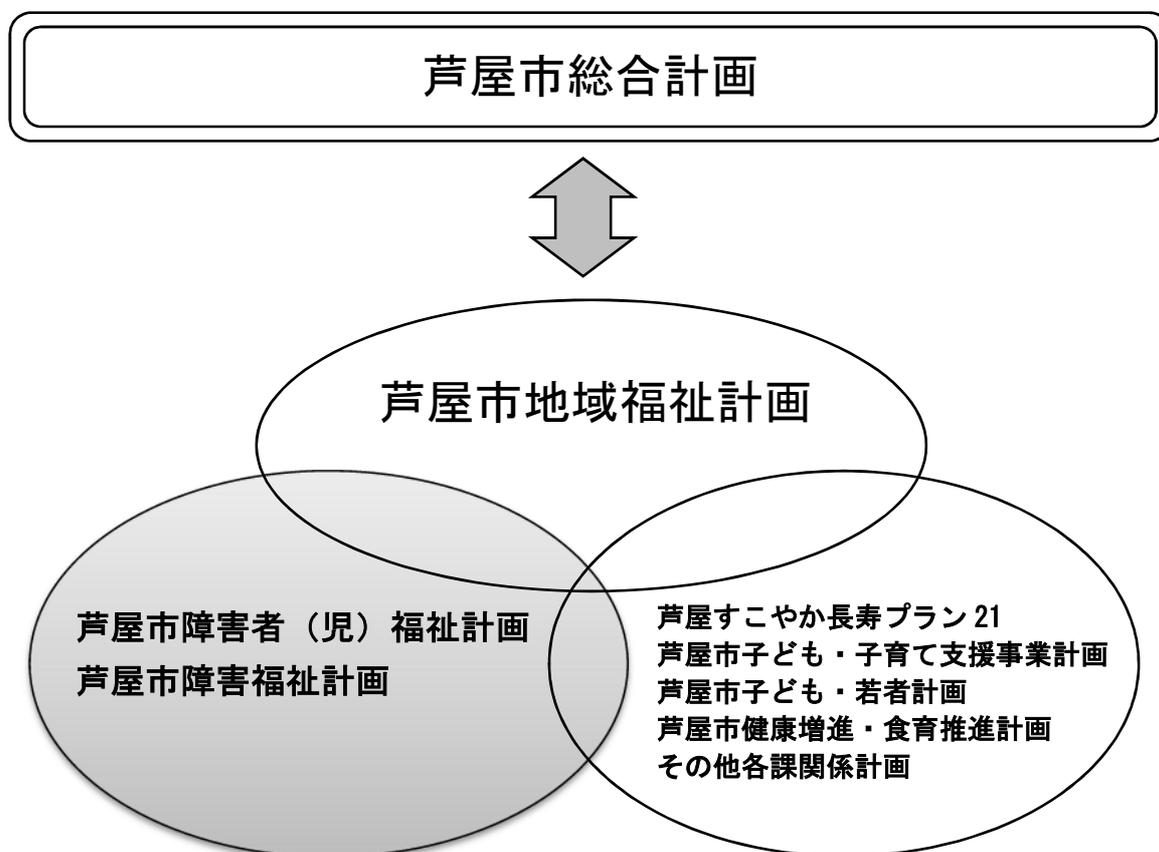
(参考)

- 障害者基本法第11条第3項

「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。」

- 障害者総合支援法第88条第1項

「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。」



3 計画の策定体制

(1) 学識経験者，市民等による策定体制

新たな計画の策定に当たり，学識経験者，保健・医療関係者，障がい者団体，社会福祉団体等のほか，公募の市民の参画を得て「芦屋市障害福祉計画策定委員会」を組織し，第5期障害福祉計画の内容の検討を行いました。

(2) 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害福祉計画推進本部」を組織し，検討を行いました。

(3) アンケート調査，関係団体・事業所インタビューの実施

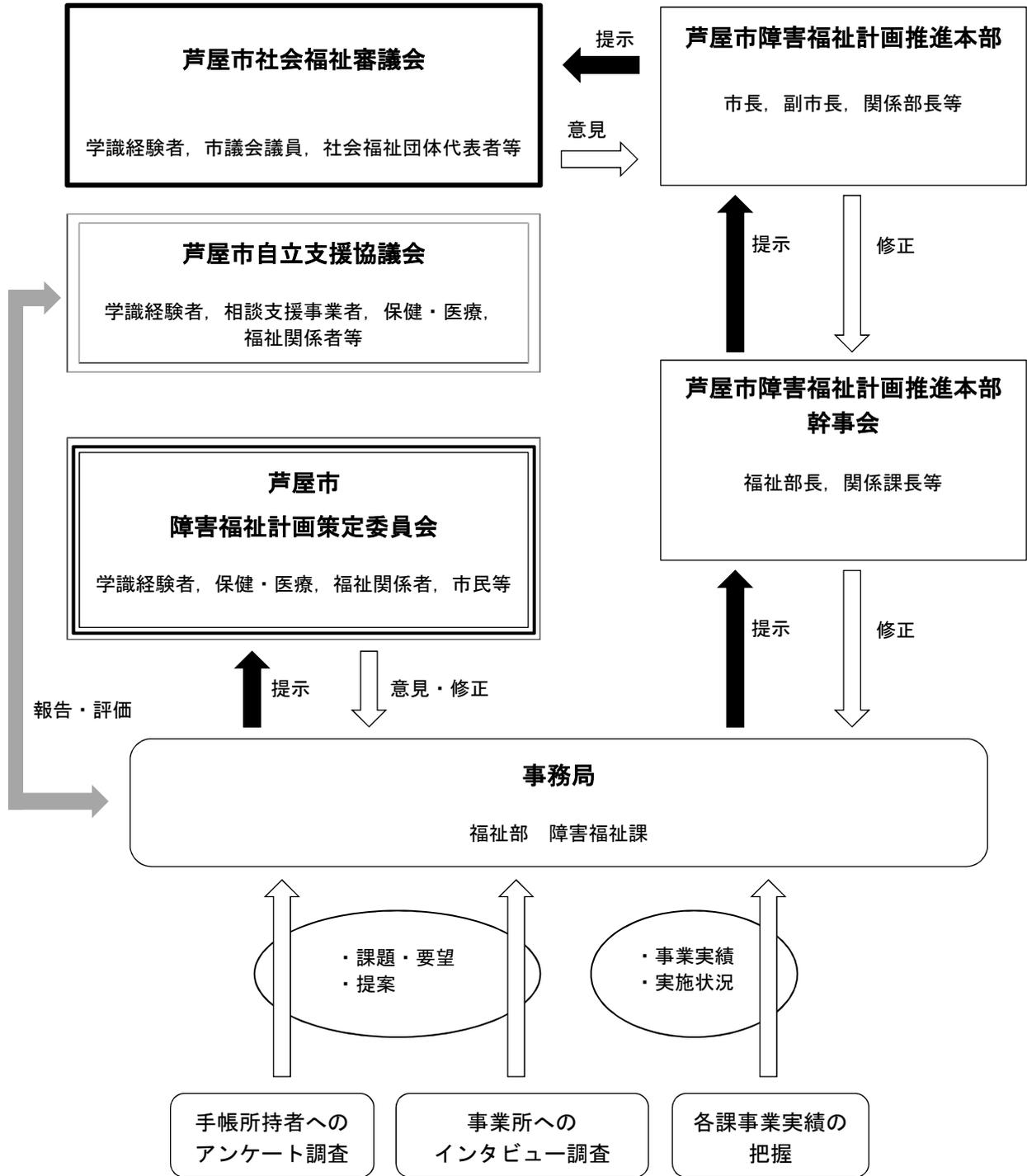
計画の策定に当たり，その基礎資料とするため，障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また，相談支援事業所，サービス提供事業所にアンケートとインタビュー調査を実施し，現状や課題の把握を行いました。

(4) 事業実績，実施状況の把握と検証

前期計画の事業実績，実施状況を把握し，計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において意見をいただきました。

【計画の策定体制】



4 計画の期間

この計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第 4 次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

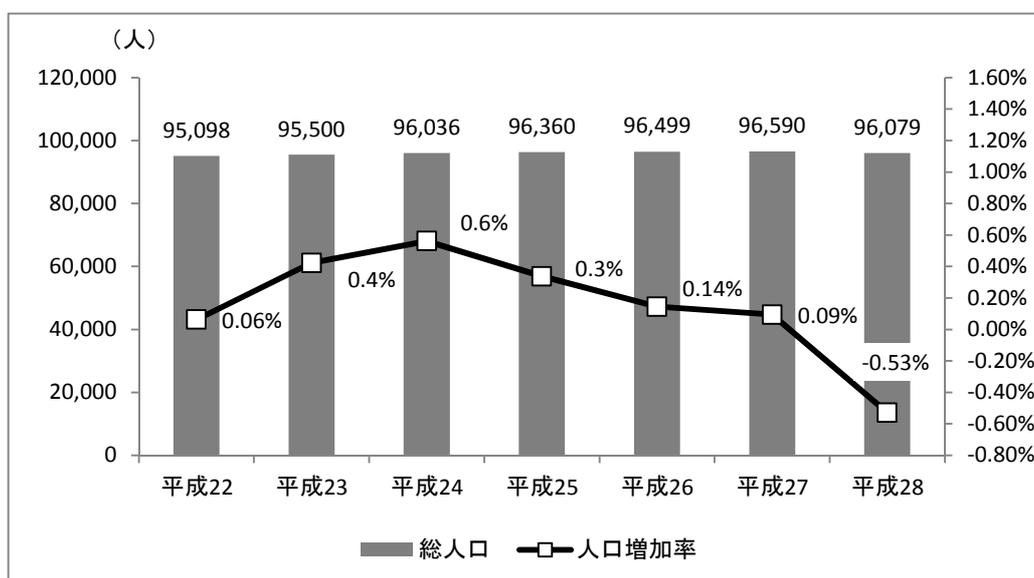
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
芦屋市障害者（児）福祉計画 第 6 次中期計画					
前期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画		

第2章 芦屋市の現状

1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は微増傾向で推移してきましたが、平成26年からは概ね横ばいで推移しており、平成28年は96,079人で微減となっています。年齢区別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は平成28年で27.4%となっています。一方、「0～14歳」人口の比率は平成26年から微減傾向にあり、平成28年は13.1%となっています。

【総人口の推移】



		(人)						
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総人口		95,098	95,500	96,036	96,360	96,499	96,590	96,079
	0～14歳	12,837	12,955	13,017	13,009	12,915	12,842	12,621
	15～64歳	60,667	60,701	60,386	59,543	58,573	57,944	57,114
	65歳以上	21,594	21,844	22,633	23,808	25,011	25,804	26,344
比率								
	0～14歳	13.5%	13.6%	13.6%	13.5%	13.4%	13.3%	13.1%
	15～64歳	63.8%	63.6%	62.9%	61.8%	60.7%	60.0%	59.4%
	65歳以上	22.7%	22.9%	23.6%	24.7%	25.9%	26.7%	27.4%

資料：住民基本台帳・外国人登録人口 各年3月末日現在

※割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

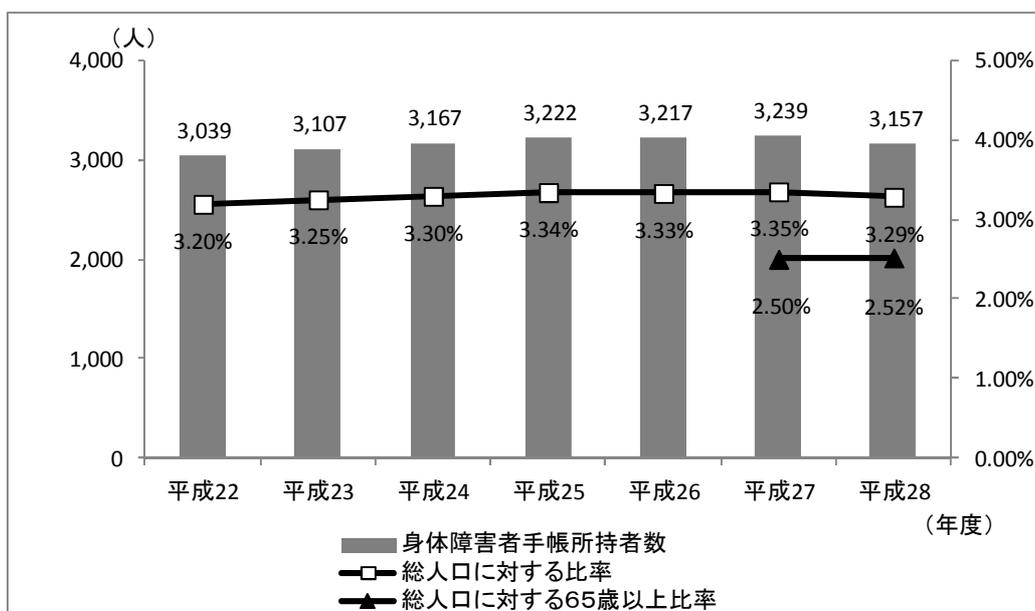
2 障がい者手帳所持者数の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を年齢区分別にみると、平成28年度は3,157人となっており、平成27年度が頂点となっており、平成28年度は減少しています。年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数については、平成28年度は47人となっており、横ばい傾向にあります。一方、「18歳以上」については平成27年度は増えていますが、平成28年度は3,157人と減少しています。

総人口に対する比率は横ばい傾向にあり、平成28年度は3.29%となっています。一方手帳所持者のうち高齢者が占める割合は高く、65歳以上が77.9%となっています。

【身体障害者手帳所持者数】

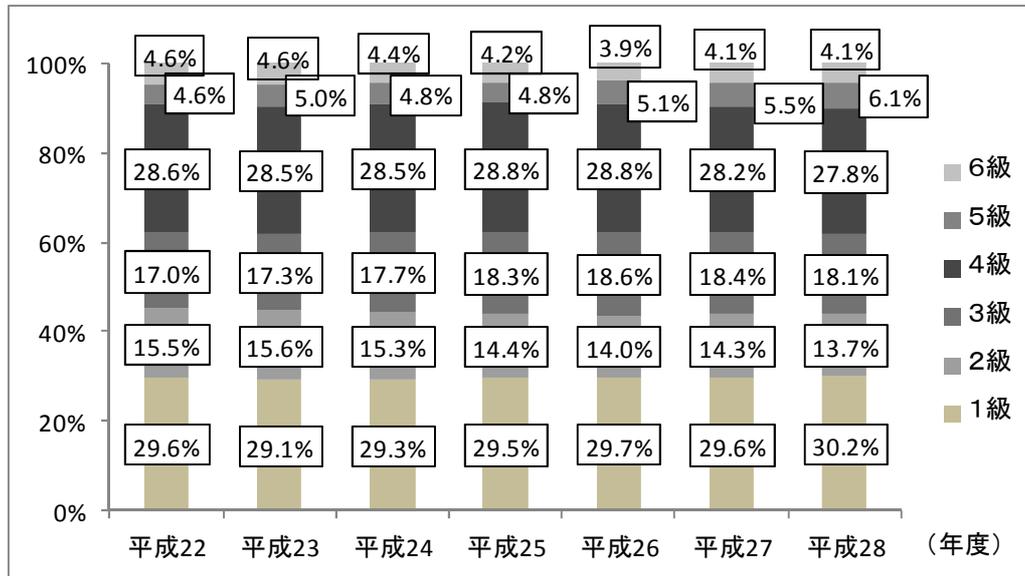


	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
18歳未満	45	46	46	46	47	46	47
18歳以上	2,994	3,061	3,121	3,176	3,170	3,193	3,110
65歳以上	-	-	-	-	-	2,417	2,422
手帳所持者のうち高齢者が占める割合						75.7%	77.9%

資料：障害福祉課 各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、平成 26 年から横ばい傾向にあります。平成 28 年度については、『重度』（「1 級」と「2 級」の合計）が 43.9%、『中度』（「3 級」と「4 級」の合計）が 45.9%、『軽度』（「5 級」と「6 級」の合計）が 10.2%となっています。

【等級別構成比】



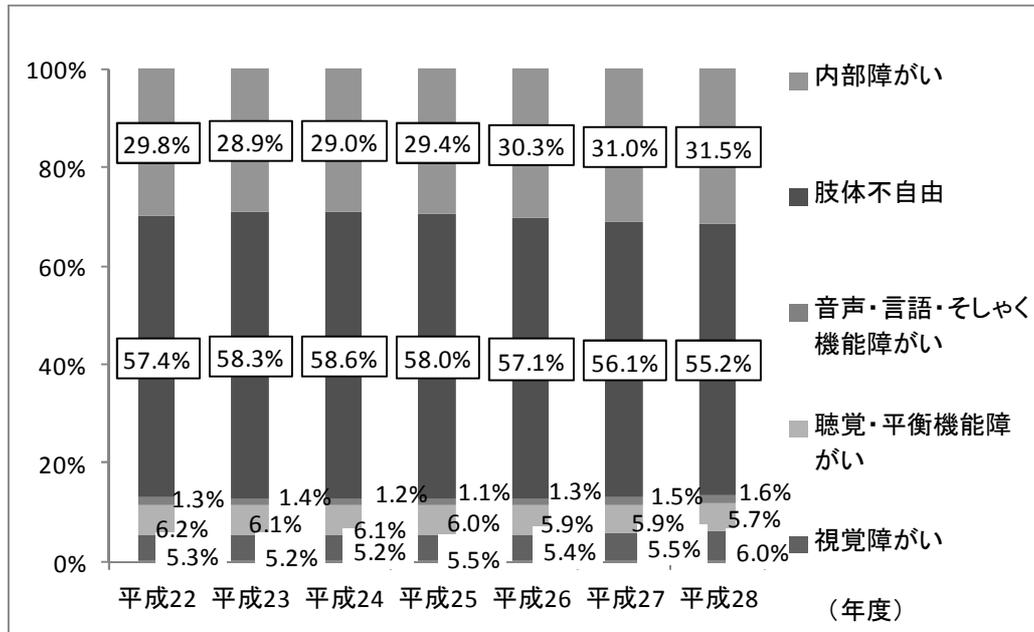
(人)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
1級	900	903	927	952	956	958	952
2級	471	486	485	463	450	463	434
3級	517	538	560	591	597	596	572
4級	870	884	904	928	926	912	877
5級	140	154	153	154	163	177	194
6級	141	142	138	134	125	133	128

資料：障害福祉課 各年度 3月31日現在

一方、障がいの種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」が全体の約 6 割、「内部障がい」が約 3 割、それ以外を合わせて約 1 割で推移してきていますが、「肢体不自由」がやや減少傾向にあり、「音声・言語・そしゃく機能障がい」や「視覚障がい」の割合がやや増えています。

【障がいの種類別構成比】



(人)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	3,039	3,107	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157
視覚障がい	162	163	165	176	174	179	189
聴覚・平衡機能障がい	187	189	193	194	191	192	180
音声・言語・そしゃく機能障がい	40	44	37	36	41	47	49
肢体不自由	1,744	1,812	1,855	1,868	1,836	1,817	1,743
内部障がい	906	899	917	948	975	1,004	996

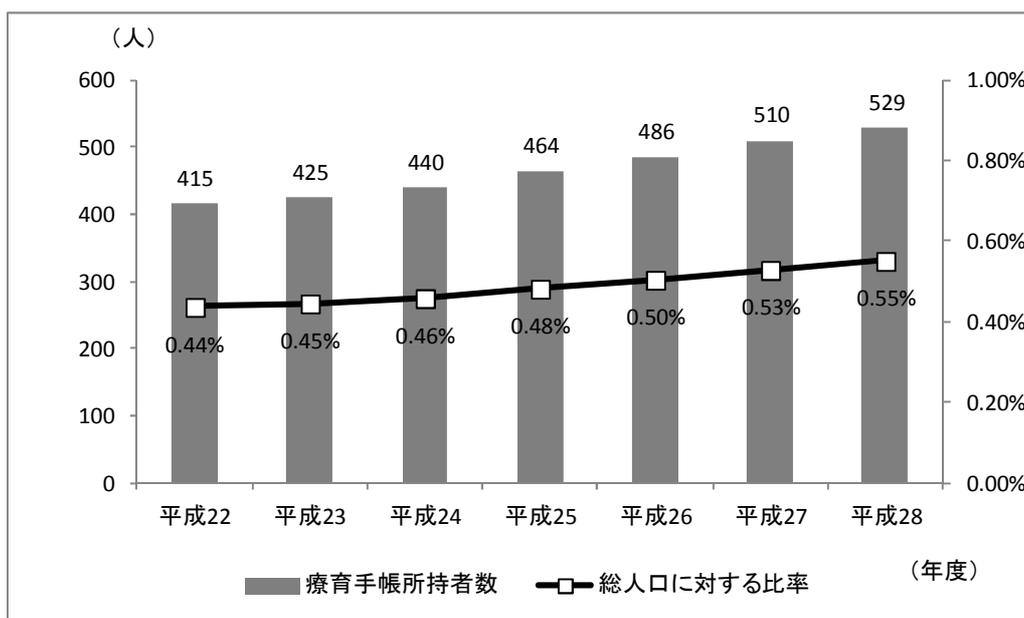
資料：障害福祉課 各年度 3月31日現在

(2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は一貫して増加傾向で推移しており、平成28年度で529人となっています。

「18歳未満」は平成26年度からは微増、「18歳以上」は大きく増加しています。また、総人口に対する比率も上昇傾向であり、平成28年度は0.55%となっています。

【療育手帳所持者数】

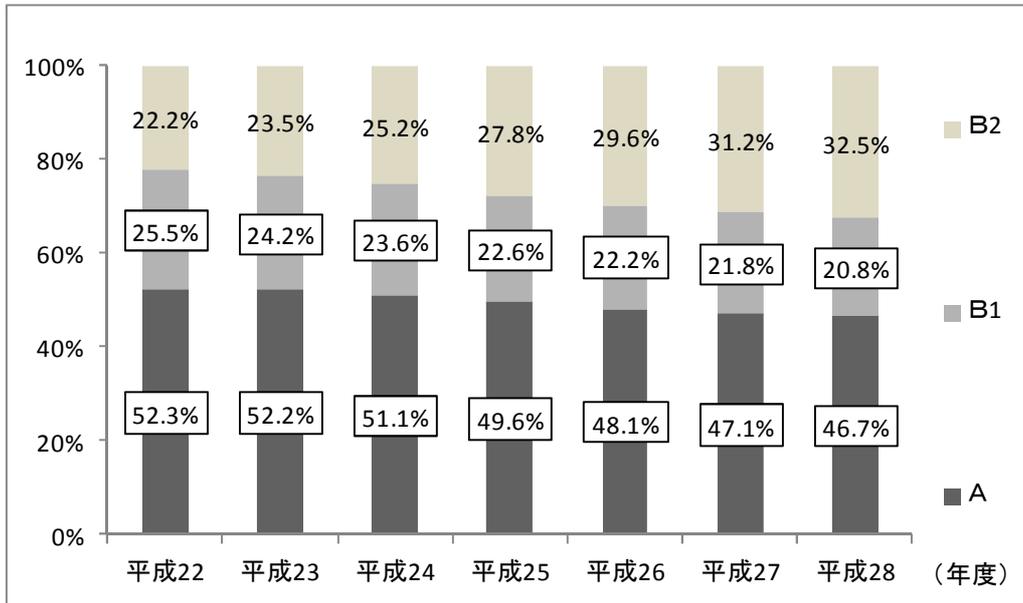


年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	415	425	440	464	486	510	529
18歳未満	137	137	145	163	162	170	179
18歳以上	278	288	295	301	324	340	350

資料：障害福祉課 各年度3月31日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が微減し、「B2（軽度）」の割合が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	415	425	440	464	486	510	529
A	217	222	225	230	234	240	247
B1	106	103	104	105	108	111	110
B2	92	100	111	129	144	159	172

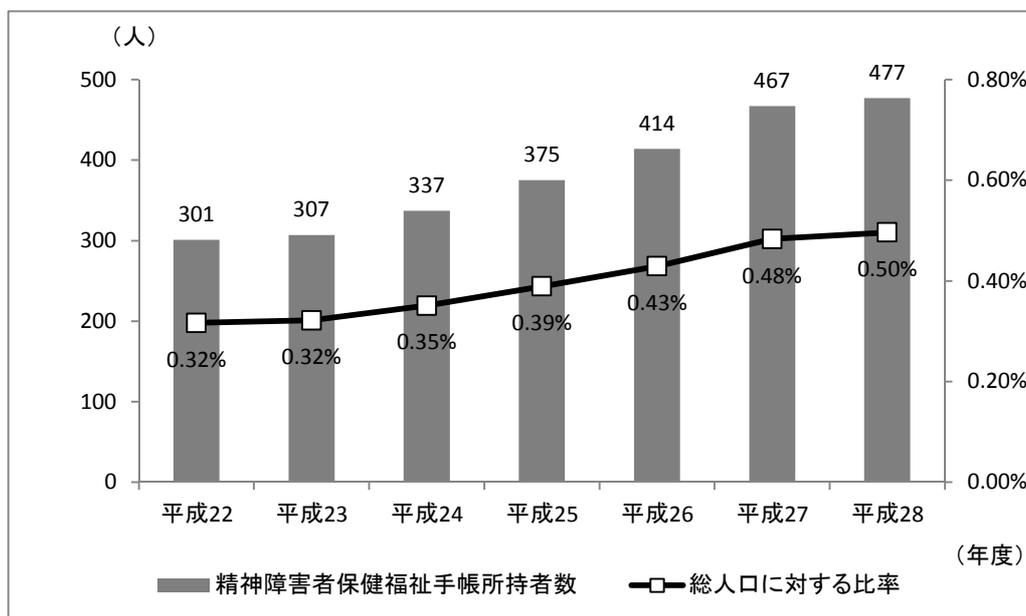
資料：障害福祉課 各年度3月31日現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成28年度では477人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も上昇傾向にあり、平成28年度で0.50%となっています。

なお、精神障がいのある人の数について、自立支援医療（精神通院）の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成28年度は1,085人となり、平成26年度以前から比べると大きく増えています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

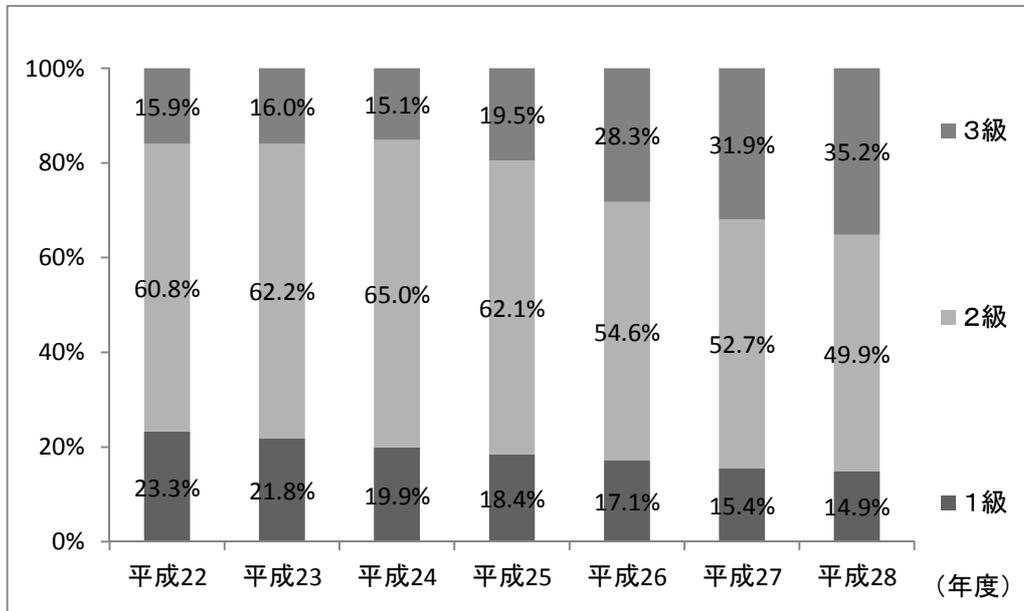


年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
精神障害者保健福祉手帳	301	307	337	375	414	467	477
自立支援医療(精神通院)	730	735	794	911	1,123	1,044	1,085

資料：障害福祉課 各年度3月31日現在

等級別構成比の推移では、平成26年度からみると、「1級（重度）」「2級（中度）」は減少し、「3級（軽度）」は大きく増加しています。

【等級別構成比】



(人)

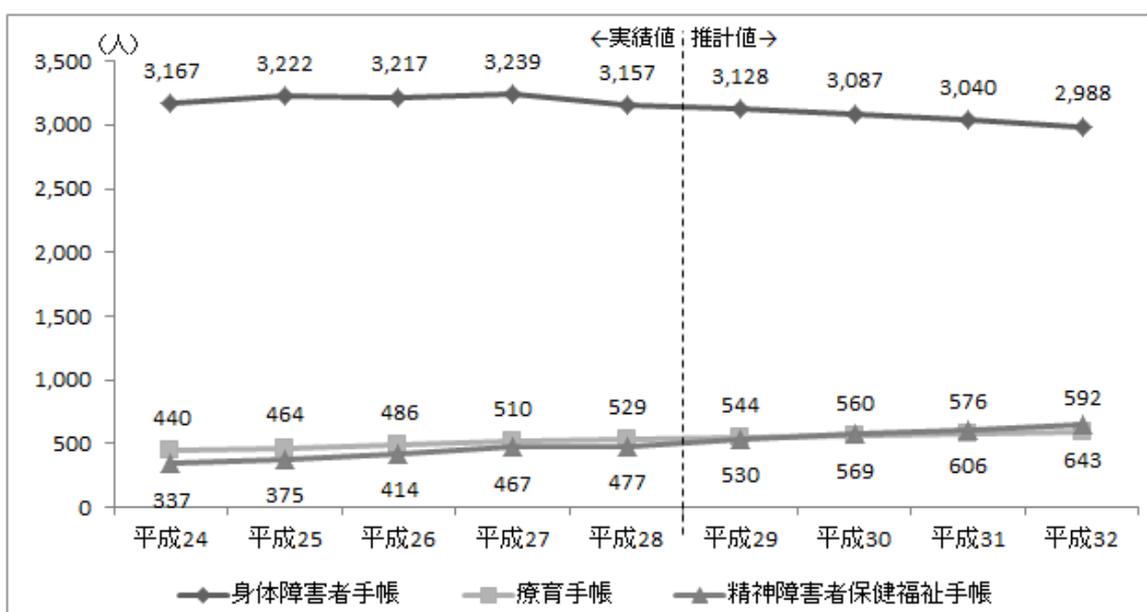
年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
総数	301	307	337	375	414	467	477
1級	70	67	67	69	71	72	71
2級	183	191	219	233	226	246	238
3級	48	49	51	73	117	149	168

資料：障害福祉課 各年度3月31日現在

(4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

人口の動きについて前期計画期間に変化があり、見直す必要があることから将来人口を再推計しています。障がい者手帳所持者数の将来推計では、身体障がい者手帳所持者は平成25年から減少傾向にあることを受けて計画期間中減少していきます。一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、人口減を受けて伸び率は減少しますが、該当者数が前期計画期間に増加していることを受けて、計画期間中増加していく結果となります。

【障がい者手帳所持者数の将来推計】



手帳所持者数推計 年度末現在

	←実績値					推計値→				
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	
身体障害者手帳	3,167	3,222	3,217	3,239	3,157	3,128	3,087	3,040	2,988	
増減率	-	1.7%	-0.2%	0.7%	-2.5%	-0.9%	-1.3%	-1.5%	-1.7%	
0~17歳	46	46	47	46	47	46	46	45	45	
18歳以上	3,121	3,176	3,170	3,193	3,110	3,082	3,041	2,995	2,943	
療育手帳	440	464	486	510	529	544	560	576	592	
増減率	-	5.5%	4.7%	4.9%	3.7%	2.8%	2.9%	2.9%	2.8%	
0~17歳	145	163	162	170	179	181	185	189	192	
18歳以上	295	301	324	340	350	363	375	387	400	
精神障害者保健福祉手帳	337	375	414	467	477	530	569	606	643	
増減率	-	11.3%	10.4%	12.8%	2.1%	11.1%	7.4%	6.5%	6.1%	

※総人口は、各年度末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

※手帳所持者数の推計値は、実績値/年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています

3 障がいのある児童の就学状況

(1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

平成29年5月時点の特別支援学級・通級指導教室※への就学状況をみると、特別支援学級については小学校で58人、中学校で25人となっています。一方、通級指導教室については、小学校で19人、中学校で4人が対象となっています。

【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

		小学校		中学校	
		学級数	児童数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	8	23	4	17
	自閉・情緒障がい	8	25	2	6
	肢体不自由	5	7	2	2
	弱視	1	1	0	0
	難聴	1	1	0	0
	病弱	1	1	0	0
	合計	24	58	8	25
通級指導教室	学習障がい 注意欠陥多動性 障がい等	2	19	1	4

資料：教育委員会 平成29年5月1日現在

(2) 特別支援学校への就学状況

平成29年5月時点の特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、41人となっています。「視覚」「聴覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

	視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由	合計
保・幼稚部	0	0	0	0	0
小学部	0	0	6	0	6
中学部	0	0	12	0	12
高等部	0	0	23	0	23
合計	0	0	41	0	41

資料：教育委員会 平成29年5月1日現在

第3章 第4期計画の点検と評価

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

居宅介護を含む訪問系サービスについては、時間数は計画を大きく上回っており、中でも同行援護の利用時間数が平成27年度と比較して大きく伸びています。一方で、利用者数は計画値を下回っていますので、1人あたりの利用時間数が伸びている状況にあります。

【訪問系サービスの実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス	人/月	128	126	141	137	139	145
	時間/月	3,124	2,811	3,878	3,266	3,977	3,584
居宅介護	人/月	107		119		115	
	時間/月	1,610		1,794		1,801	
重度訪問介護	人/月	6		7		7	
	時間/月	1,277		1,773		1,759	
同行援護	人/月	15		15		17	
	時間/月	237		311		417	
行動援護	人/月	0		0		0	
	時間/月	0		0		0	
重度障害者等包括支援	人/月	0		0		0	
	時間/月	0		0		0	

※数値は年間利用量の月平均値

※「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「時間/月」は1月当たりの総利用時間数を表します

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの、生活介護、療養介護については、ほぼ計画通り推移しています。

就労移行支援、就労継続支援A型が大きく伸びており、一方で就労継続支援B型が計画値を下回っています。第3期計画では生活介護から就労継続支援B型への移行が見られましたが、さらに一般就労への意欲が強まっていることが読み取れます。

【日中活動系サービスの実績値・計画値の比較】

		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス							
生活介護	人/月	142	160	146	143	150	144
	人日/月	2,845	2,972	2,898	2,966	2,953	2,987
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	0	2	3	1	3
	人日/月	26	0	25	51	18	51
自立訓練(生活訓練)	人/月	5	4	6	6	8	6
	人日/月	105	101	126	127	119	127
就労移行支援	人/月	13	15	17	12	17	12
	人日/月	219	244	307	193	321	193
就労継続支援(A型)	人/月	29	17	41	29	47	32
	人日/月	545	266	741	568	821	627
就労継続支援(B型)	人/月	81	74	81	89	88	98
	人日/月	1,338	1,284	1,347	1,506	1,498	1,658
療養介護	人/月	5	4	6	5	6	5
短期入所	人/月	32	23	35	34	38	36
	人日/月	203	141	215	223	218	236

※数値は年間利用量の月平均値

※「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

2 居住系サービス及び指定相談支援（サービス利用計画作成）

計画相談支援については、モニタリング期間を個別で対処したことにより計画値には届いていませんが、100%の方に導入済です。

地域移行支援については、芦屋健康福祉事務所、障がい者基幹相談支援センターとともに平成27年度から芦屋市精神障がい者地域移行推進連絡会議を立ち上げており、今後促進を図っていきます。

地域定着支援についても、地域生活支援拠点の整備の中で利用者数を増やしていきます。

【居住系サービス及び指定相談支援の実績値・計画値の比較】

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
居住系サービス							
共同生活援助(GH)	人/月	37	37	37	39	41	43
施設入所支援	人/月	69	69	66	68	67	67
指定相談支援							
計画相談支援	人/月	101	134	124	197	121	267
地域移行支援	人/月	0	3	0	3	0	6
地域定着支援	人/月	0	1	0	1	0	2

※数値は年間利用量の月平均値

3 障がい児支援

障害児相談支援事業はほぼ横ばいで推移しています。児童発達支援は、利用人数は横ばいですが、利用日数は増える見込みです。放課後等デイサービスを利用する障がいのある児童は増えています。

【障がい児通所支援の推移】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
		実績	実績	実績
障害児相談支援	人/月	44	39	39
児童発達支援	人/月	39	39	39
	人日/月	357	338	374
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	64	79	112
	人日/月	528	652	907
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

※数値は年間利用量の月平均値

※前期計画では児童福祉法上のサービスについて計画を立てる必要がなかったため、計画数値はありません

3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 相談支援事業

自立支援協議会は年2～3回開催しており、下部組織の実務者会や専門部会を併せると年10数回程度地域の課題の抽出や課題解決の取り組みを行っています。

基幹相談支援センターは相談機関の中核として、困難ケースへの取り組みや、人材育成、事業所への研修等を行っています。

【相談支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
必須事業								
相談支援事業	障害者相談支援事業	(箇所)	4	4	4	4	4	4
	自立支援協議会	(箇所)	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター	(箇所)	設置	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	(箇所)	1	1	1	1	1	1

② 成年後見制度利用支援事業

平均年2～3件の決定がありますが、平成28年の「成年後見制度利用促進法」の施行を受け、今後制度の普及が進むことで利用は多くなってくると考えられます。

【成年後見制度利用支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
必須事業								
成年後見制度利用支援事業	(件/年)		2	2	3	3	3	4

③ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、聴覚障がいのある人への通院や学校での会合、障がい理解についての学習のため、学校へ派遣するなど利用方法は多岐にわたっています。

手話通訳設置事業について障害福祉課に手話通訳者を1名常設しています。

【意思疎通支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
必須事業								
意思疎通支援事業	手話通訳設置事業	(人/年)	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(人/年)	201	200	247	204	258	210

④ 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具については、見込量を大きく下回る実績となっておりますが、毎年一定数の利用があります。在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具については、見込量を上回る実績となっております。

日常生活用具給付等事業については、今後も一定の利用量が見込まれると考えています。

【日常生活用具給付等事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
必須事業								
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	(件/年)	5	2	5	4	3	4
	自立生活支援用具	(件/年)	6	17	10	25	12	31
	在宅療養等支援用具	(件/年)	18	13	15	16	28	18
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	36	19	27	20	26	20
	排泄管理支援用具	(件/年)	1,143	1,060	1,051	1,065	1,127	1,070
	住宅改修費	(件/年)	2	2	2	2	0	2

⑤ 移動支援事業

移動支援事業については、年々利用者数が増加しています。余暇の楽しみ方が多岐にわたり、活動的になっていると考えられます。

【移動支援事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
必須事業								
移動支援事業	(時間/年)		37,416	37,202	36,810	42,113	39,641	47,672
	(人/年)		112	113	172	118	188	123

⑥ 地域活動支援センター

地域活動支援センターは就労以外の居場所として、需要があります。

【地域活動支援センターの実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
必須事業								
地域活動支援センター	I型	(箇所)	1	1	1	1	1	1
	II型	(箇所)	1	1	1	1	2	1
	III型	(箇所)	3	3	6	3	6	3

(2) 任意事業

日中一時支援事業については、障がい福祉サービスの放課後等デイサービスを利用する障がいのある児童が増えており、減少傾向にあります。

生活訓練等事業については、平成27年度と比較して訓練回数は減少していますが、障がい児機能訓練の利用者は年々増加しています。

【任意事業の実績値・計画値の比較】

			平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			実績	計画	実績	計画	実績	計画
任意事業								
訪問入浴サービス事業	(回/年)		65	68	89	83	116	105
更生訓練費給付事業	(人/年)		13	5	19	5	19	5
自動車運転免許取得費助成事業	(人/年)		0	1	2	1	1	2
自動車改造費助成事業	(人/年)		2	2	0	2	1	2
日中一時支援事業	(回/年)		2,014	2,248	1,865	2,878	1,525	3,012
	(人/年)		61	78	55	86	55	90
生活訓練等事業	(回/年)		1,577	1,639	1,693	1,687	1,636	1,735
	(人/年)		176	174	205	175	211	176

5 アンケート調査の結果

■ 調査の目的

本調査は、芦屋市第5期障害福祉計画の策定に当たり、障がい福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1,370	761 (うちメール回答5)	55.5% (前回46.8%)

※ 芦屋市在住（居住地特例含む）で65歳未満の障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出しています。

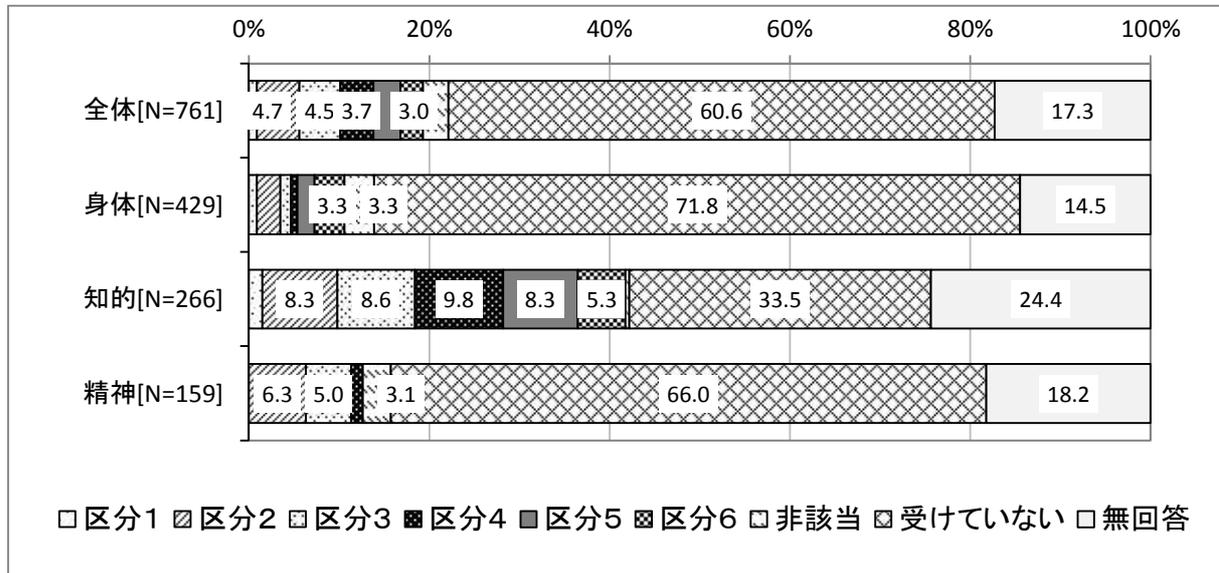
※ 平成29年1月に郵送による配布・回収方法で実施。回収については、郵送のほか本調査専用ホームページを構築し、調査票ファイル（Microsoft Word）をダウンロードして回答を入力・保存後、メールで事務局に送信する方法の2種類で実施。

■ 注意点

- (1) 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- (2) 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- (3) 図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- (4) 図表中、「N=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率（%）です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- (5) 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。

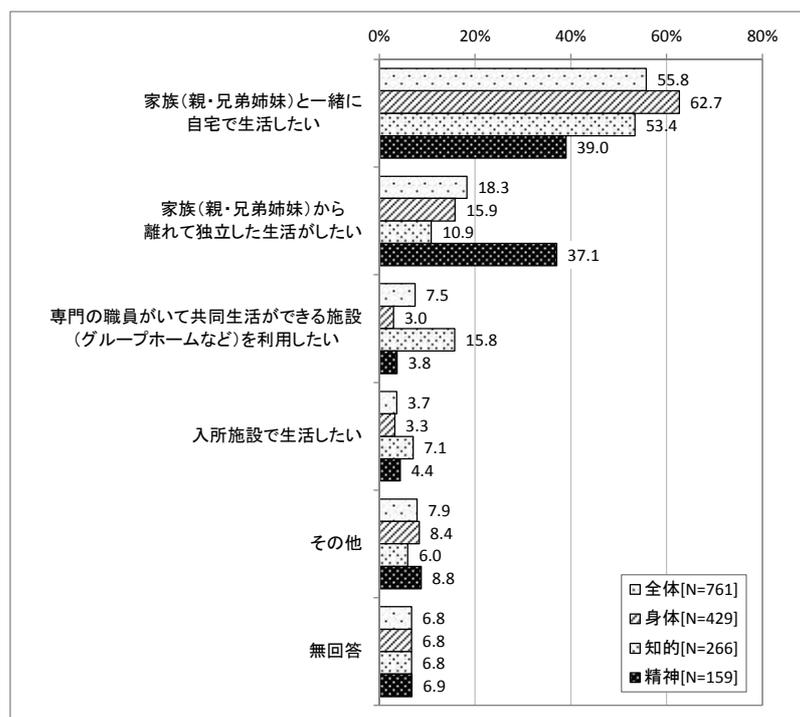
■障がい支援区分

障がい支援区分の認定は、区分の認定を「受けていない」人が60.6%となっています。区分の認定を受けている人では、「区分2」が4.7%、「区分3」が4.5%となっています。



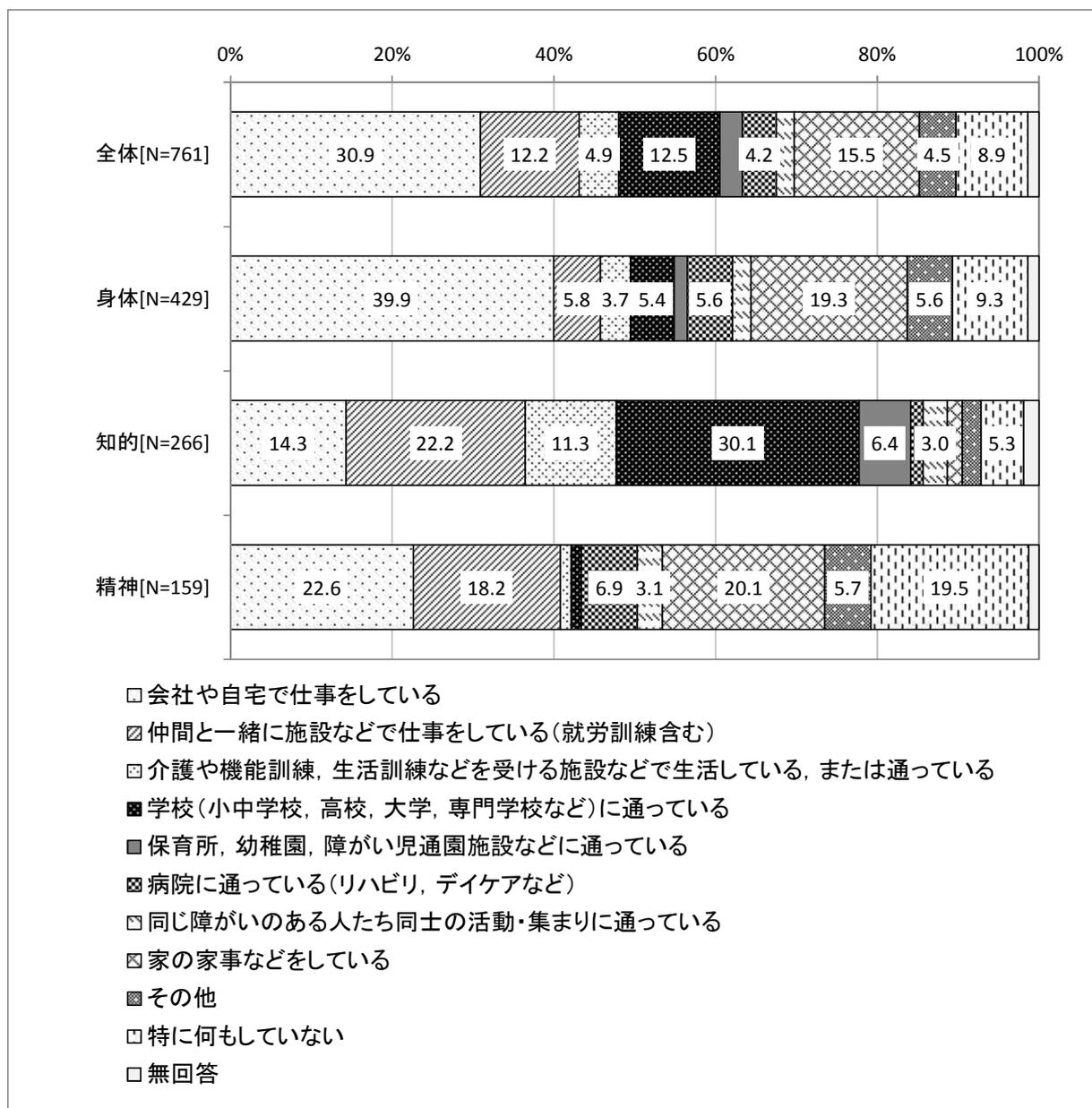
■将来生活したい場所

自分の希望がかなうとするなら、どのような場所で生活してみたいか聞いたところ、「家族（親・兄弟姉妹）と一緒に自宅で生活したい」が55.8%、「家族（親・兄弟姉妹）から離れて独立した生活がしたい」が18.3%となっています。精神障がいのある人は、「家族（親・兄弟姉妹）から離れて独立した生活がしたい」を希望する割合が高くなっています。

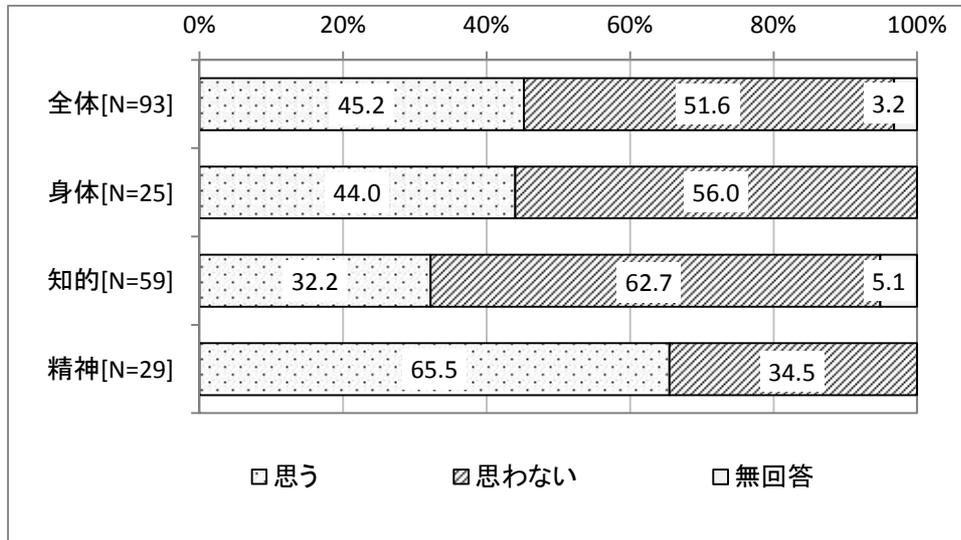


■平日の日中の主な過ごし方

平日、日中の主な過ごし方は、「会社や自宅で仕事をしている」が30.9%、「家の家事などをしている」が15.5%、「学校（小中学校、高校、大学、専門学校など）に通っている」が12.5%となっています。身体障がいのある人は、「会社や自宅で仕事をしている」が39.9%、「家の家事などをしている」が19.3%、知的障がいのある人は「学校（小中学校、高校、大学、専門学校など）に通っている」が30.1%、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」が22.2%、精神障がいのある人では、「会社や自宅で仕事をしている」が22.6%、「家の家事などをしている」が20.1%となっています。また、「特に何もしていない」の割合が精神障がいのある人では他の障がい種別に比べ高くなっています。



平日、日中の過ごし方で、「仲間と一緒に施設などで仕事をしている（就労訓練含む）」と回答した人に、一般就労の希望を聞いたところ、「思わない」が51.6%、「思う」が45.2%となっています。知的障がいのある人では「思わない」が62.7%、精神障がいのある人では「思う」が65.5%となっています。



■現在利用しているサービス

現在利用しているサービスは、障がい支援区分の認定を受けている人では、「計画相談支援」が37.2%、「移動支援事業」が35.7%、「短期入所（ショートステイ）」26.4%、「生活介護」が25.6%となっています。17歳以下では、「放課後等デイサービス」が45.8%、「日中一時支援事業」と「児童発達支援事業」がそれぞれ16.8%となっています。

	全体	17歳以下	18歳以上で支援区分の認定を受けている人			
			認定者全体	18～39歳	40～59歳	60～64歳
N=	761	107	129	65	53	11
居宅介護(ホームヘルプ)	6.3	0.9	22.5	16.9	22.6	54.5
重度訪問介護	0.5		1.6	1.5	1.9	0.0
同行援護	1.7	0.0	4.7	6.2	3.8	0.0
行動援護	1.6	0.0	5.4	6.2	5.7	0.0
重度障害者等包括支援	0.7	0.0	0.8	0.0	0.0	9.1
短期入所(ショートステイ)	6.2	4.7	26.4	38.5	13.2	18.2
療養介護	0.7		1.6	1.5	1.9	0.0
生活介護	5.9		25.6	30.8	20.8	18.2
施設入所支援	4.5		13.2	4.6	24.5	9.1
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	2.5		7.8	7.7	9.4	0.0
就労移行支援	1.3		2.3	3.1	1.9	0.0
就労継続支援 [A型:雇用型]	3.8		3.1	3.1	1.9	9.1
就労継続支援 [B型:非雇用型]	6.3		18.6	18.5	22.6	0.0
共同生活援助(グループホーム)	1.8		7.8	6.2	11.3	0.0
児童発達支援	2.5	16.8				
放課後等デイサービス	6.6	45.8				
保育所等訪問支援	0.0	0.0				
地域移行・地域定着支援	0.1		0.8	1.5	0.0	0.0
計画相談支援	12.0	14.9	37.2	41.5	32.1	36.4
意思疎通支援	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
移動支援事業	8.5	7.5	35.7	56.9	13.2	18.2
地域活動支援センター	2.8		5.4	9.2	1.9	0.0
日中一時支援事業	5.0	16.8	14.0	27.7	0.0	0.0
無回答	59.0	34.6	6.2	4.6	5.7	18.2

■今後3年以内に利用したいサービス

今後3年以内に利用したいサービスは、「共同生活援助（グループホーム）」が6.2%、「就労継続支援 [A型：雇用型]」が5.8%、「自立生活援助」が5.3%となっています。

